

## 半田市公金管理運用委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 半田市の公金の管理及び運用に関し、安全で確実かつ効率的な運用を図るため、半田市公金管理運用委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、本市の公金の管理及び運用に関する方針を決定する。

### (組 織)

第3条 委員会は、副市長、会計管理者、企画部長、総務部長、市民経済部長、水道部長、病院事務局長、財政課長をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員長は、委員会の会議を総理する。

4 委員長は、委員会の開催にあたり必要があるときは、関係課等の職員の出席を求めることができる。

### (招 集)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

### (研究会の設置)

第5条 委員会の下部組織として、半田市ペイオフ解禁対応研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

2 研究会は、委員会における必要事項について調査、研究等を行う。

### (庶 務)

第6条 委員会の庶務は、会計課において処理する。

### (委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成14年8月15日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、収入役に係る改正後の規定（削除する規定を含む。）は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。